

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

医療法人 修誠会 行動計画

〈次世代育成支援対策推進法〉

仕事と生活の両立させることができ、誰もが個々の能力を十分発揮できる雇用環境の整備を行うため

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 計画内容

目標 ① 年次有給休暇取得率向上に取り組み、取得率を50%以上を維持する。

対策

令和4年4月1日～

- ・年次有給休暇や特別休暇の取得状況を把握し、各部署にて取得しやすい環境づくりを推進します。
- ・取得状況を各所属長が確認し、積極的な取得の推進を図ります。

目標 ② 安心して産前産後休業、育児休業、介護休業等が取得しやすい職場環境を目指します。

対策

令和4年4月1日～

- ・子育てに関する休暇等の各種制度や、仕事と子育ての両立を支援する職場づくりに向けた情報をまとめた細則を各部署に配布し、出産や育児に対する職場の理解を高めます。
- ・出産・育児から復職した職員が、多様な働き方を希望し、他の職員からの理解を得られるよう小冊子を作成し、各部署に配布します。

目標 ③ 令和9年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する

対策

令和4年4月1日～

- ・職員への聞き取り調査等によるニーズの把握
- ・令和9年3月までに、対象となる職員が子の出生時の休暇取得率50%以上を目指す

〈女性活躍推進法〉

女性の管理職を増やし、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 計画内容

目標 ① 管理職に占める女性の割合を5割を維持する

対策

令和4年4月1日～

- ・男女区別関係なく、将来の育成を目的とした研修等への参加を促す。